

平成 27 年 6 月 1 日開会

平成 27 年第 2 回

つがる市議会定例会

提出議案市長説明要旨

つ が る 市

本日ここに、平成27年第2回つがる市議会定例会の開会にあたり、上程されました議案の主なるものについて、その概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと思っております。

本定例会に提出いたしました案件は、予算案7件、条例案7件、その他2件、諮問1件の、合わせて17件であります。

まず、予算案につきましてご説明申し上げます。

議案第51号から議案第55号までは、専決処分した平成26年度一般会計及び特別会計に係る補正予算であり、いずれも歳入、歳出全般にわたり、決算見込み等に基づき、予算の補正を行ったものであります。

議案第51号「平成26年度つがる市一般会計補正予算(第9号)」は、市税、地方譲与税、交付金、特別交付税等及び各事務・事業費の精査による国県支出金、繰入金、市債等の歳入額の確定に伴い、歳入歳出予算額について所要の補正を行ったものであります。

その結果、平成26年度つがる市一般会計の予算規模は、既決予算に3億1,638万9千円を追加し、歳入歳出予算総額を246億1,536万7千円としたものであります。

議案第52号から議案第55号までの平成26年度各特別会計補正予算4件については、予算特別委員会でのご審議の際に、詳細にご説明申し上げます。

議案第56号「平成27年度つがる市一般会計補正予算(第1号)案」についてご説明いたします。

本補正予算案は、当初予算に見込めなかった経費、緊急を要する経費並びに人事異動に伴う人件費の組替え等について、所要の補正をするものであります。

その結果、平成27年度つがる市一般会計の予算規模は、既決予算に2億9,336万5千円を追加し、予算の総額を219億5,336万5千円とするものであります。

それでは、歳出に計上された主なるものについて、款を追ってご説明申し上げます。

議会費においては、農業活性化特別委員会審議に伴う旅費205万5千円を計上いたしました。

総務費においては、財産管理費に旧木造中央公民館解体事業として6,507万8千円を計上いたしました。

企画費では、地方創生事業計画に伴う、総合戦略・人口ピ

ジョンアンケート調査業務委託など402万6千円を計上いたしました。

衛生費では、市民の総合健診拠点施設整備として、総合健診センター建設事業費1億5,855万7千円を計上いたしました。

農林水産業費では、農業振興費に経営体育成支援事業補助金4,387万9千円を、農業施設管理費に、木造農村環境改善センター改修事業費2,613万4千円を計上いたしました。

商工費では、円形劇場イベント事業委託料5,600万円を減額し、イベント事業に係る広告料324万円を計上いたしました。

教育費においては、学校建設費に森田小学校給水設備改修事業として1,293万1千円を計上いたしました。

次に、歳入予算についてご説明申し上げます。

市税においては、地方税法の一部改正により軽自動車税率の引上げが1年間延長されたことに伴い、416万1千円を減額いたしました。

国庫支出金においては、事業内示に伴い、社会資本整備総合交付金を7,719万9千円減額計上いたしました。

県支出金においては、経営体育成支援事業補助金4,387万9千円を計上しました。

繰入金においては、財政調整基金から1億2,124万円を繰り入れし、本補正額を調整したところであります。

諸収入においては、イベント事業チケット販売収入5,600万円を減額しております。

市債においては、行政財産等解体事業5,700万円、総合健診センター建設事業1億5,850万円、市道整備事業2,400万円、橋梁長寿命化事業610万円等を追加計上しております。

以上が「平成27年度つがる市一般会計補正予算(第1号)案」の概要であります。

議案第57号「平成27年度つがる市介護保険特別会計補正予算(第1号)案」は、介護保険関係の法改正による低所得者の保険料の軽減措置に伴う歳入の調整及び職員の人事異動に係る人件費を調整したことにより、既決予算から66

7万6千円を減額し、予算総額を42億5,633万8千円とするものであります。

次に、条例案についてご説明申し上げます。

議案第58号から議案第62号までは専決処分した改正条例であります。

議案第58号「つがる市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例」は、半島振興法に係る省令の一部改正に伴い、固定資産税の不均一課税が適用される期間の延長及び対象業種の追加などについて所要の改正をしたものであります。

議案第59号「つがる市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」は、地方税法の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る軽減措置について、所要の改正をしたものであります。

議案第60号「つがる市税条例等の一部を改正する条例」は、地方税法の一部改正に伴い、軽自動車税、たばこ税の税率の改正及びマイナンバー制度の導入に伴う納税者等の表記について、所要の改正をしたものであります。

議案第61号「つがる市過疎地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例」は、過疎地域自立促進特別措置法に係る省令の一部改正に伴い、固定資産税の課税免除が適用される期間の延長等について、所要の改正をしたものであります。

議案第62号「つがる市介護保険条例の一部を改正する条例」は、生活保護を受給している方や住民税非課税など特に所得が少ない方に対して、介護保険料の第1段階の保険料を減額賦課するため、所要の改正をしたものであります。

いずれの条例改正につきましても、一部を除き同年4月1日に施行されることに伴い、早急に措置する必要がありましたが、議会を招集する時間的余裕ないため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、本職において専決処分したものであります。

議案第63号「つがる市行政手続条例の一部を改正する条例案」は、行政手続法の一部改正の伴い、行政指導の方式、行政指導の中止等の求め及び処分等の求めの規定を設ける必要が生じたため、所要の改正を行うものであります。

議案第64号「つがる市農村公園条例の一部を改正する条例案」は、(仮称)福富コミュニティセンターの建設に伴い、福富農村公園を廃止するものであります。

議案第65号「つがる市過疎地域自立促進計画の変更の件」は、つがる市過疎地域自立促進計画に「認定こども園整備事業」を追加するため、過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づき提案するものであります。

議案第66号「清水辺地に係る公共的施設の総合整備計画案」は、清水地域において消防車両の更新が必要なことから、新たに総合整備計画を策定するものであります。

諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めるの件」は、委員2名の辞職に伴い、同地区から新たに2名の方を推薦するため、議会の意見を求めるものであります。

以上をもちまして、提出議案の概要についてご説明申し上げましたが、議事の進行に伴い、ご質問に応じ、本職をはじめ関係者から詳細にご説明申し上げたいと思います。

何卒、慎重にご審議の上、原案どおり承認、議決並びに同意を賜りますようお願い申し上げます。